○国立大学法人筑波技術大学学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び公欠に関する要項

（令和2年8月11日
学　長　決　定）

最終改正　令和８年９月１７日

（趣旨）

第１条 この要項は、筑波技術大学の学部及び大学院技術科学研究科の学生の安全を確保するため、自然災害、大規模停電その他の不測の事態が発生した場合における期末試験を含む授業の休講、及び忌引き等における授業の公欠に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この要項における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）休講　授業を取りやめることをいう。

（２）公欠　一定の事由により授業を欠席した場合、これを欠席扱いとしないことをいう（出席扱いとはならない)。

（自然災害、大規模停電その他不測の事態による休講措置）

第３条　気象庁から、つくば市に次の各号いずれかの警報等（以下「警報等」という。）が発表される可能性が高いと見込まれる場合、又は発表された場合は、次項に定めるところによる。

（１）警報又は特別警報（いずれも暴風、暴風雪、大雪に限る）

（２）レベル３以上の警報・危険警報・特別警報（いずれも大雨・土砂災害、及び本学の教育研究活動に支障を来す河川氾濫に限る）

２　前項の警報等の見込みを含む発表に伴い、副学長は次の各号に定める措置をとる。

（１）原則として前日午後５時までに、終日休講を決定する。

（２）授業開始後に警報等が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。

（３）休講決定後、警報等が解除された場合であっても、当該休講措置は変更せず、授業は実施しない。

３　つくば市から警戒レベル３（高齢者等避難）、警戒レベル４（避難指示）又は警戒レベル５（緊急安全確保）の避難情報（以下「避難指示等」という。）が発令される可能性が高いと見込まれる場合、又は発令された場合は、副学長は次の各号に定める措置をとる。

（１）原則として前日午後５時までに、終日休講を決定する。

（２）授業開始後に避難指示等が発令された場合は、全ての授業を直ちに中止とする。

（３）休講決定後、避難指示等が解除された場合であっても、当該休講措置は変更せず、授業は実施しない。

４　気象状況その他不測の事態に伴いつくばエクスプレス線が計画運休の決定を発表した時、その範囲や天候状況、他の公共交通機関（関東鉄道バス等）の運行状況等を考慮し、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

５　大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合、又は地震が発生し、キャンパス内の停電・断水、校舎等建物の被害状況等を考慮した結果、授業の実施が不可能と学長が判断した場合は、当分の間、授業を休講とする。

６　大規模停電その他不測の事態が発生し、学生の安全を確保する必要があると学長が判断した場合は、授業を休講とする。

７　学外の施設において実習、演習その他の授業を実施する場合は、前各項の規定にかかわらず、当該学外

実習等を実施する部局、実習先施設又は随行する教員が、地域の気象状況及び学生の安全確保を考慮して、個別に中止又は延期等の判断を行う。

（学長の判断による休講の措置）

第４条　前条の規定にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講の措置を講じることができる。

（休講の措置の周知）

第５条　休講の措置を講じる場合は、決定後随時大学のウェブサイト等により周知する。

（居住地域等に警報・避難指示等が発表又は発令された場合の措置）

第６条　学生は、つくば市を除く居住地域や通学路等に警報等や避難指示等が発表又は発令される等の状況により、身の危険を感じる場合は、身の安全を最優先するものとする。これにより、授業を遅刻・欠席したときは、別記様式第１に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。

（休講等の措置の代換措置）

第７条　災害等により休講となった授業は、原則として補講を行うものとする。ただし、授業担当教員の判断により、レポートその他の当該授業に相当する学修を補充すること等により代換措置とすることができる。災害等により延期となった定期試験の実施方法は、必要に応じて部局間で調整を行った上で、当該定期試験を実施する学部又は研究科の長が定める。

（休講措置の特例）

第８条　第３条から第７条に基づく休講措置にかかわらず、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、授業担当教員の判断により、休講とせずに遠隔授業を実施すること又は対面授業を遠隔授業に変更して実施することができる。なお、対面授業を遠隔授業に変更する場合には、対面授業に相当する教育効果を有する必要があることに留意するものとする。

（１）当該授業を履修するすべての学生に対し、休講とせずに遠隔授業を実施することについて、事前の周知を行うこと。

（２）当該授業を履修するすべての学生の安全及び通信環境が確保できることについて、授業担当教員が事前に確認していること。

（休講とした場合の課外活動）

第９条　授業を休講とした場合には、原則として、すべての課外活動を禁止する。

（公欠（忌引き））

第１０条　学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については、別記様式第１に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。

２　公欠（忌引き）となる親族の範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）配偶者

（２）１親等（父母、子）

（３）２親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）

（４）３親等（曾祖父母、叔父叔母等）

３　公欠となる期間は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。ただし、公欠とする期間の中には、死亡した日又は葬儀等が行われる日を原則として含んでいなければならない。

（１）配偶者の場合は、連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間
（２）１親等の場合は、連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間
（３）２親等の場合は、連続３日（休日を含む。）の範囲内の期間
（４）３親等の場合は、連続３日（休日を含む。）の範囲内の期間

（その他の公欠の取扱い）
第１１条　学生が、第６条及び前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、別記様式第１に定める公欠届を提出することにより、公欠の適用を受けることができる。
（１）裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合、その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合
（２）骨髄移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であって、骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続きを行う場合
（３）報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動に従事する場合
（４）学校体験・教育実習・介護等体験等のうち、教職課程センターの長が必要と認める場合
（５）大学の教育課程において編成された特別実習等の授業科目によるインターンシップに参加する場合
（６）授業科目以外の個人の就職活動に係るインターンシップへの参加であって、就職委員会が必要と認める場合
（７）課外活動等において、全国大会、国際大会等への派遣を受け、教務委員会の長が必要と認めた場合
（８）その他学部長（大学院にあっては専攻長）が必要と認める場合

（公欠の手続き及び提出書類）
第１２条　学生が、第６条、第１０条及び前条に定める公欠の適用を受けようとする場合の手続き及び提出書類は、別記様式第１（公欠届）に定めるとおりとし、当該学生は公欠届を事務局（所属キャンパスの教務係）に提出する。

（公欠の授業の取扱い）
第１３条　公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやｅラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学修を補充するものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。また、授業担当教員が授業科目における学生の出席率（出席回数を実施した授業の回数で除したもの）を算出する際、公欠として取り扱う授業については出席回数及び授業回数から除くものとする。

（公欠の制限）
第１４条　一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の３分の１を超えることができないものとする。

（その他の授業欠席）
第１５条　学生が感染症に罹患した際の出席停止に関する取扱いについては、「国立大学法人筑波技術大学における出席停止（学校保健安全法に基づく）要項」（令和２年３月１９日 学長決定）において別に定める。

（本要項の改廃）
第１６条　本要項の改廃は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

附記
本要項は、令和2年8月11日から実施する。

附記

本要項は、令和7年3月6日から実施する。

附記

本要項は、令和8年9月17日から実施する。

別記様式第１（国立大学法人筑波技術大学学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び公欠に関する要項関係）

公　欠　届

年　　月　　日

所属学部・学科又は研究科専攻	
学籍番号	
氏名	

このたび、下記の理由により授業を　□　欠席しました　　ので、公欠の申請をいたします。
□　欠席します

記

１.事由　（該当する□に✓を入れてください）

事　　由	添付書類等
□　１．つくば市を除く居住地域等に警報等や避難指示等が発表又は発令された場合	警報等の発表又は避難指示等の発令の事実及び対象地域が確認できる書類（自治体もしくは気象庁のウェブサイトの写し又はこれに準ずるもの）
□　２．忌引き　　続柄　（　　）	会葬礼状等の死亡日又は葬儀等の日程が明記された書類（コピー可）
□　３．裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合	裁判所からの通知書等
□　４．骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合	事実を証明する書類
□　５．災害ボランティア活動に従事する場合	理由書（様式任意）
□　６．学校体験・教育実習・介護等体験等	不要
□　７．特別実習等を履修した学生がインターンシップに参加する場合	不要
□　８．授業科目以外のインターンシップへの参加であって就職委員会が必要と認める場合	インターンシップの日程が明記された書類
□　９．課外活動において、全国大会・国際大会等に出場する場合	開催要項等の書類
□　10．その他学部長（大学院にあっては専攻長）が必要と認める場合	理由書（様式任意）・関係書類

※上記事由のうち１・２については出席可能となった後１週間以内に、３～１０については、事前に届け出ること。

２.公欠となる期間

西暦　　年　　月　　日　～　西暦　　年　　月　　日

※公欠期間については、裏面を参照のこと。

３.出席できなかった授業科目

出席できなかった月日(曜日)・時限								授業科目名	担当教員
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		
	月		日		曜日		時限		

※行が足りない場合は、追加で公欠届を記載してください。

＊この届出書及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続き業務及び学内関係者への報告に利用します。

この届出書に、必要な書類を添えて、所属キャンパスの支援課教務係へ提出してください。

授業担当の先生へ

この届は、「国立大学法人筑波技術大学学生の通学が困難となる事由が発生した場合における休講措置及び公欠に関する要項」に基づき提出するものです。該当する授業科目については、同要項の規定による適切な取扱いをお願いいたします。

	支援課教務係確認

公欠期間一覧

事　　由	公欠期間
1．つくば市を除く居住地域等に警報等や避難指示等が発表又は発令された場合	事由により出席が不可能であった時限
2．忌引き	（1）配偶者の場合は、連続７日の範囲内の期間 （2）１親等の場合は、連続７日の範囲内の期間 （3）２親等の場合は、連続３日の範囲内の期間 （4）３親等の場合は、連続３日の範囲内の期間
3．裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合	裁判員として選任された場合、裁判（公判、評議、評決等）に参加する期間。裁判員候補者として、裁判員選任手続きのために裁判所へ行った場合は半日程度
4．骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合	骨髄液提供のための検査・採血・健康診断・入院及び骨髄バンク事業に関する手続きのために必要となる期間
5．災害ボランティア活動に従事する場合	ボランティア活動に従事する期間
6．学校体験・教育実習・介護等体験等	学校体験・教育実習・介護等体験等に参加する期間のうち、教職課程センターの長が必要と認める期間
7．特別実習等の授業科目によるインターンシップに参加する場合	インターンシップに参加する期間
8．授業科目以外のインターンシップへの参加であって、就職委員会が必要と認める場合	
9．課外活動において、全国大会・国際大会等に出場する場合	大会等に出場する期間のうち、教務委員会の長が必要と認める期間
10．その他学部長（大学院にあっては専攻長）が必要と認める場合	学部長（大学院にあっては専攻長）が認めた期間

※２～７については、遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。